

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

公益財団法人長崎銀行奨学育成基金

長崎市栄町3-14 (株)長崎銀行内

電話 095-829-4115

## 公益財団法人長崎銀行奨学育成基金 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (報酬)

第1条 公益財団法人長崎銀行奨学育成基金定款第13条及び第26条に定めるとおり、この法人の役員及び評議員は無報酬とする。

### (公表)

第2条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

### (補則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。